中小企業の会計に関する検討会 第15回 ワーキンググループ 議事要旨

日時: 平成27年3月4日(水) 9:00~11:00

場所:経済産業省別館1階 108会議室

<普及・活用に係る各団体の取組について>

下記の各団体から普及・活用の取組についてプレゼンの後、自由討議。 (プレゼン団体)

日本商工会議所

全国商工会連合会

全国中小企業団体中央会

全国商店街振興組合連合会

中小企業家同友会全国協議会

全国銀行協会

全国信用金庫協会

全国信用組合中央協会

商工組合中央金庫

日本政策金融公庫

全国信用保証協会連合会

日本税理士会連合会

日本公認会計士協会

中小企業診断協会

企業会計基準委員会

中小企業基盤整備機構

金融庁

中小企業庁

<中小企業の会計における実態調査>

- ・各団体の普及に対する努力について評価したい。中小企業と税理士の認識度のギャップがあるとのことだが、中小企業の中でも規模の大小があり、やはり大きい企業ほど会計ルールについての関心が高い。どういうところに調査を投げ掛けたのは分からないが、一般的に見ると、企業の認知度は妥当と思う。
- ・一方で、税理士は顧問先に対して指導をしているため、当然普及努力をしておられるので、 会計要領に対する認識度が高いのは当然の結果ではないか。このギャップが生じることは、想 定内のことと思う。

- ・2010年に中小指針に対して、「中小企業の経営者が使えない。難しすぎる。」という意見書を商工会議所等で出したのが、中小会計要領の策定に結びついた。
- ・中小会計要領の位置づけで重要なことは、目的の1番目に書いている「経営者が理解して使える」ということ。これまでの会計ルールと趣を異にし斬新な内容である。経営者が中小会計要領を認識していない意味をどう見るか。使えるように優しくしたけれど普及が進んでいないという実態がある。会計要領の普及率が結びつかないのは、深刻に考えるべき。
- ・中小会計要領の目的をかみ砕いて、経営者に知ってもらうための取組がどこまで出来たか。 各団体の取組を発表頂いたが、普及をするというやや上から目線のようにも感じるが、経営者が使えるような内容で中小会計要領を普及させるための取組の工夫を考える時期にきている。 2:6:2、あるいは2:8の法則における6や8の部分に対して、中小会計要領を使ってみて問題点を発見するという仕組み作りが重要である。
- ・普及するためには、メリットがあることを前面に押し出して進めてきたが、導入したきっかけを見ると、「会計情報を活用して自社の経営改善に取り組むため」が「信用保証協会の割引制度や日本政策金融公庫での優遇金利での融資を受けるため」を上回っている。これは、3年間の中で最初の段階から変わってきているのではないか。これからは、腰を据えていかに使えるかという方向性に変えてきても良い時期に来ているのではないか。

<アクションプランの論点メモについて>

- ・中小企業会計は3つ(「中小企業の会計に関する研究会」報告書 中小企業庁 平成14年6月、「中小会社会計基準」 日本税理士会連合会 平成14年12月、「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」) 公認会計士協会 平成15年6月)あったが、平成17年に一つ(中小指針)になり、平成24年に2つ(中小会計要領の策定)になった。中小企業会計が出来た当初から思っていたが、やはり中小企業会計のあるべき姿は一本であるという理念を持つべきではないか。
- ・中小指針や中小会計要領は、財務会計を作成するための基準であるが、経営者はどちらか というと経営分析等の管理会計に関心がある。管理会計の基になっている財務会計の数字が どうなるかについて、関心を持つための啓蒙が必要ではないか。
- ・中小企業会計の特徴は、税務会計と調整が必要になること。税法との親和性をどうするかという問題があり、平成の時代から法人税法が会計からそっぽを向いている。税と中小企業会計がどうあるべきかということを意見主張するとすれば、中小企業庁しかない。確定決算主義という考えが砂上の楼閣と化しているため、もう一度考え直す必要がある。
- ・相当、中小会計要領の普及が進んでいる。ただし、経営者の認識が進んでいない。また、税理士と中小企業のギャップがあるため、税理士の果たすべき役割は大きい。そのため、普及について、日税連におかれては、経営者への教育をより一層取り組んで欲しい。
- ・中小会計要領が経営に役立つということを中小企業に啓蒙すべきである。 商工会、金融機関が一緒になってセミナーをやることで、経営者の参加を促すことができるのではないか。

- ・事例65選の深掘り、追跡調査よりも、対象範囲を広げて、例えば2000社程度集めて、体系的な事例分析をしてみてはどうか。65社では事例とは言い難い。税理士がアドバイスする上でも役立つ。経営者の理解を深める上でも意味がある。
- ・中小会計要領を導入することによって、うまくいった企業に対する表彰制度を導入すると普及に繋がるのではないか。
- ・平成14年の中小企業の会計に関する研究会の頃からすれば、これだけの企業が中小会計要領に準拠しているという現状は考えられないほど増えたが、これ以上は、数値が伸びない可能性がある。中小企業庁では、補助金等での肯定的な評価など、様々なインセンティブを用意しているが、金融庁の取組は薄い。金融機関に対する監督指針の中に、中小会計要領を推奨する旨の文言があれば全然違うと思う。是非、お願いしたい。
- ・中小企業が認識している1割という数字は低くないと思う。税から会計に意識を変えるという話になるので、時間がかかる。認識をしてもらうためには、10年、20年と長い期間を掛けて継続してやっていくもの。時間軸を含めたアクションプランとしては、時間がかかることを前提の上で、作っていくべきではないか。
- ・何がネックとなって、会計要領を適用していないか。引当金の適用がネックになっているのではないか。
- ・税理士に対する期待が高いことを感じ、有り難いことである。アンケート(ヒアリング等による補足調査)は是非やって欲しい。
- ・税理士の中でも、経営者とコミュニケーションを取っている人といない人がいるのだろうと推測する。税理士自身も中小会計要領と中小指針が同じものだと思っている人がいる。このギャップについての調査(ヒアリング等による補足調査)をしてもらえると良い。
- ・管理会計は中小企業にとっては使いにくいところではあるが、大企業においては、戦後から やってきたもの。いよいよ中小企業においても、中小会計要領を通じて管理会計を導入する 糸口になろうとしている。
- ・会計に対する誤解がある。中小企業においては、外部に報告するための会計だと考える人が多いが、完全な回答ではない。活用して業務に役立てることが、会計の大きな役割である。 中小企業でも一ヶ月や四半期毎での経営実態をフォローしないと伸びないという点で、会計が貢献できる大きな役割であると考える。
- ・中小企業においては、意図せざる違法経営を指摘せざるを得ない。具体的には、①会社法に基づく会計ができていない。②会社法で定められた決算公告ができていない(罰則規定あり)ことに対する高いリスク経営をどう見るか。
- ・260万社の法人のうち、100万社が特例有限会社となっており、残り約160万社(上場会社等1万社を除く)のうち、20人以上の従業員が40~50万社であることから、特例有限会社以上で、従業員20人以下の約100万社は、会計要領の普及対象ではないか。また、決算公告ができていないことや違法経営をなくすことに取り組むべきではないか。そのため、法務省の役割も大きい。

・中小企業の経営者には、財務分析の活用の仕方や、情報が入りにくい。自社の同業同規模の他社との位置関係を把握することが重要。そのためには、中小企業実態基本調査からデータを取っているが、従業員51人以上が一つとなっている。それを細分化(例えば、51人~100人、101人~200人)とすることができないか。

以上